

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 健康福祉本部・薬務課

法令名	温泉法	法令の番号	昭和23年法律第125号				
不利益処分の種類	温泉の利用の許可の取消し等	根拠条項	第31条				
処分基準	<p>許可の取消し（第31条第1項）</p> <p>1 次に掲げる場合には、温泉の利用の許可を取り消すことができる。</p> <p>① 公衆衛生上必要があると認めるとき。</p> <p>② 許可を受けた者が次の各号（温泉法第15条第2項第1号又は第3号）のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>○ この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>○ 法人であって、その役員のうち前号に該当する者があるもの</p> <p>③ 許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>④ 許可を受けた者が温泉の利用の許可に付された許可の条件（温泉法第15条第4項において準用する同法第4条第3項）に違反したとき。</p> <p>温泉の利用の制限又は危害予防の措置の実施命令（第31条第2項）</p> <p>1 第31条第1項第1号、第3号又は第4号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者又は温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の制限又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>						
	対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	目次NO